

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

5

No.251 | May 2022

生産性向上

バックオフィス
業務の可視化

特集

非上場会社・中小企業における 株主総会

〈社長の履歴書〉株式会社ヤマノホールディングス 山野義友氏
〈税金のはなし〉最新の相続税の課税割合と税務調査はどうだった？
〈オフィスレポート〉亀戸事務所

会社法に則って
開催していますか？



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます



特集

会社法に則って
開催していますか？

非上場会社・中小企業における

株主総会

「未上場の会社だから株主総会を開催していない」そんなスタンスで経営に取り組んでいませんか。会社運営や株式に関するトラブルは増えてきています。もし、トラブルが発生した場合、株主総会を開催していないと裁判で不利になってしまうケースが多くあります。株主総会は企業経営にとって重要です。今一度、真剣に考えてみませんか。株主総会開催におけるポイントを紹介します。

お話しを
お伺いした方TH弁護士法人
代表社員
パートナー弁護士
新井 健一郎辻・本郷 税理士法人
法人ソリューショングループ
法人・国際税務担当
春山 拓也辻・本郷 税理士法人
法人ソリューショングループ
法人・国際税務担当
小向 一夫法律問題でお悩みの方、
お気軽にご相談ください。
TEL.03-6911-0410

非上場会社・中小企業における株主総会

株主総会とは、株式会社の最高意思決定機関です。会社法において、会社における重要な意思決定については、株主総会において決議することが必要とされている場合があります。また、定時株主総会は、

毎事業年度の終了後一定の時期に招集することが求められています。コンプライアンスが重要な今、非上場の会社においても、法律を遵守した株主総会決議が求められます。

株主総会を開催しないと、経営に混乱をもたらす可能性があります！

株主総会を
開催しない議事録だけ
作成株主総会決議不存在確認の訴え等により、
意思決定が無効とされたり、
役員報酬の返還を求められるリスク

株主総会を開催せずに株主総会議事録を作成するだけでは、株主総会の実体がなく、株主総会決議不存在確認の訴えの対象等になってしまいます。

必要な株主総会決議がなされていない場合、役員報酬を会社に返還するよう求められるなど、会社の経営に大きな混乱をもたらす可能性があります。

再確認！

議事進行の流れ

議事進行の流れを紹介します。こちらはあくまでも一般的な進行フローになります。ケース・バイ・ケースで異なりますので、大まかな流れとして理解ください。



01. 議長就任 一般的には定款の規定に従い代表取締役が議長になり、議長就任を告げます。
02. 開会宣言 株主総会の開会を宣言します。
03. 出席株主の確認等 出席株主数、議決権個数、定足数の報告をします。
04. 監査報告 監査役からの監査報告を行います。
05. 事業報告等の報告 事業内容の報告を行います。
06. 議案上程 議案事項の説明を行います。
07. 質疑応答 すべての議案事項に関する質疑応答を行います。
08. 採決 議案の順に採決を行います。
09. 閉会宣言 議長が閉会を宣言します。



POINT-1

株主総会の議案と採決

定時株主総会では、計算書類の承認及び事業内容の報告をする必要があります。また、取締役会設置会社においては、株主総会の前に、取締役会における計算書類、事業報告の承認が必要となります。

事業報告とは

事業年度ごとの会社の状況や
事業内容に関して記載された書類

計算書類とは

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表



POINT-2

役員報酬

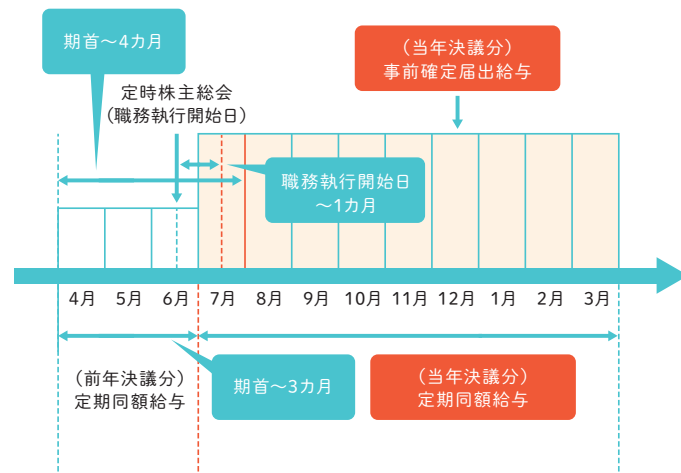
役員報酬としての定期同額給与、事前確定届出給与の支給額は決議する必要があります。

定期同額給与

期首から3カ月以内に改定

事前確定届出給与

株主総会等の日から1月を経過する日、または事業年度開始の日から4月を経過する日のいずれか早い日までに税務署へ届出書を提出

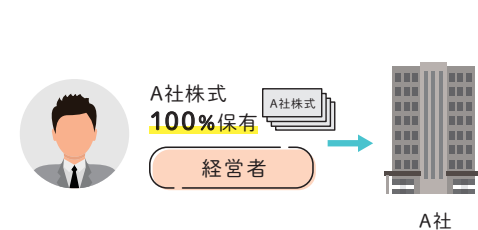


事業承継対策としての持株会

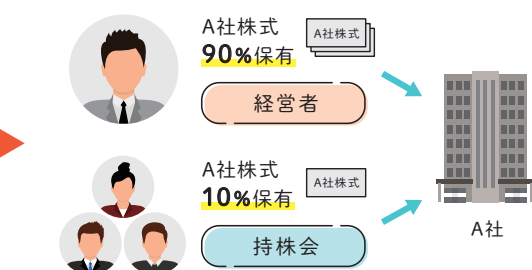
経営者の有効な事業承継対策の1つとして、持株会をうまく活用するのはいかがでしょうか？持株会を導入することで、株式を後継者へ相続・贈与する際に

発生する課税負担の軽減、安定した経営体制の確保等のメリットが期待できます。

【従業員持株会設置前】



【従業員持株会設置後】



持株会導入によるメリット

- ① 経営者保有の自社の株価総額が減るため、相続・贈与財産が減少・軽減される
- ② 持株会は、通常、少数株主に該当し、比較的低い価格である「配当還元価格」により、譲渡ができるため、会員となる役員・従業員の負担が減る
- ③ 持株会は、通常、安定株主となるため、経営権の社外流出を防止できる

POINT-3

議事録の作成

取締役は株主総会の議事録を作成する必要があります。
記載事項は会社法施行規則72条3項に定められています。



株主総会議事録の記載事項

- ① 株主総会が開催された日時および場所
- ② 株主総会の議事の経過の要領およびその結果
- ③ 株主総会において述べられた意見または発言があるときはその意見または発言の内容の概要
- ④ 株主総会に出席した取締役等の氏名または名称
- ⑤ 株主総会の議長があるときは議長の氏名
- ⑥ 議事録を作成した取締役の氏名

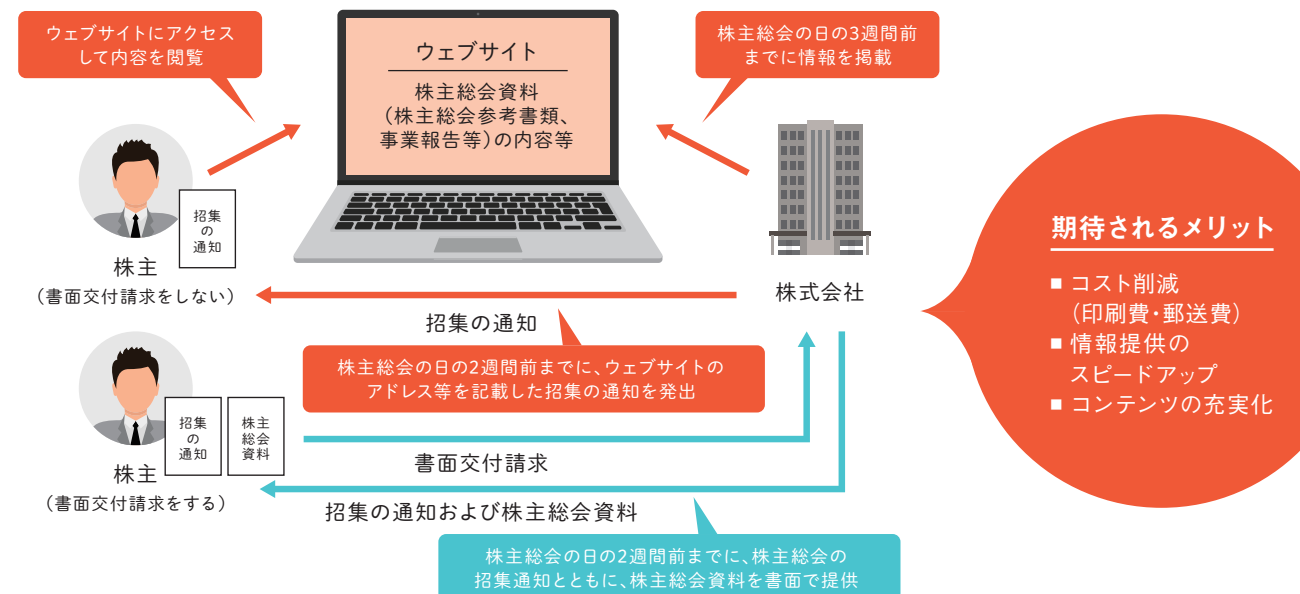


POINT-4

株主総会資料の電子提供制度

改正会社法により、2023年3月以降に開催される株主総会から、「株主総会資料の電子提供制度」が開始されます。これは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株

主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知することで、株主総会資料を提供することができる制度です。



辻・本郷なら法務、税務にかかわらずグループの組織力を活かし、
ワンストップでサポートいたします。まずは担当者にご相談ください。



社長の履歴書

26

President's
Resume



現場を大切にし、

根拠のある数字で

経営を進める。



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社ヤマノホールディングスの
代表取締役社長 山野義友さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役社長

山野義友氏

「美道五原則」を
理念とする企業グループ

株式会社ヤマノホールディングスは、ヤマノグループ創始者である山野愛子さんが提唱した「美道五原則——髪・顔・装い・健康美・精神美」を企業理念とする、真の女性美と豊かな生活を追求する企業グループです。美容事業、DSM事業、和装宝飾事業などを展開しています。山野愛子さんの孫にあたる山野義友さんは2010年に代表取締役社長に就任しました。経営者としての歩みを進める山野さんには、転機といえる2つの出来事があります。

何よりも現場を大切にする

1つ目の転機は1996年4月、山野さんがヤマノホールディングスの前身となるかねもり株式会社に入社し、販売員の表彰式イベントに参加したときのことです。表彰式後の懇親会で、当時の社長であった石塚三郎さんが、300人はいたであろう女性販売員一人ひとりに丁寧にお酌をし、労をねぎらっていたのです。山野さんはその姿に衝撃を受けたといいます。「社長とは上座に座っているものと思っていましたが、まったく違いました。現場で頑張る販売員がいるからこそ会社がある。現場を大切にしないといけない。経営者



としての基本的なスタンスを目の
当たりにしました」

以来、山野さんは一貫して「現場を大切にする」経営を進めています。

すべての数字に
根拠を求める

そして、2つ目の転機は2009年10月のことです。当時、ヤマノホールディングスは経営が悪化し債務超過となっており、山野さんは取締役副社長兼営業本部長に就任し、経営再建を任せられます。経営会議に参加した山野さんは、各関連会社が提出する根拠のない売上目標を見て、大きな違和感を覚えたといいます。「みんな『気合と根性で数字をあげます!』と言いますが、そこにはまったく根拠がないのです。根拠がなければ数字に意味はありません。私は昔から『気合と根性』という言葉が好きではありませんし



た(笑)」と振り返ります。催事の機会がこれだけ増えるから、新規出店がこれだけ見込めるから、などの具体的な根拠からの数字で経営を行い、PDCAを回し精度を上げていきました。その結果、見事にV字回復を果たします。

さらなる企業価値の
向上を目指す

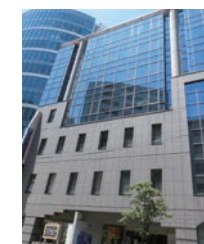
「経営者の一番重要な仕事は会社を潰さないことです」と話す山野さん。今後は、これまで積極的に行ってきたM&Aに力を入れるとともに、現在の事業を拡大させ、事業間の相乗効果も含めて、企業価値のさらなる向上を目指すといいます。ヤマノホールディングスの躍進は今後も続きます。山野さんの優れた経営手腕に目が離せません。

BIOGRAPHY

- ・1970年
東京都出身
- ・1996年
かねもり株式会社(現株式会社ヤマノホールディングス)入社
- ・2004年
取締役就任
- ・2009年
取締役副社長兼営業本部長就任
- ・2010年
代表取締役社長就任

株式会社 ヤマノホールディングス

ダイレクトセールスを主たる事業としてスタート。時の流れとともに、美容室、ネイルサロンの運営、和装品、宝飾品、洋装品、健康関連商品などの販売、およびM&Aを積極的に展開。2020年からは学習塾の運営も手がけている。
<https://www.yamano-hd.com/>
 東京都渋谷区代々木1-30-7 ヤマノ24ビル



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

【事業承継】持株会社方式

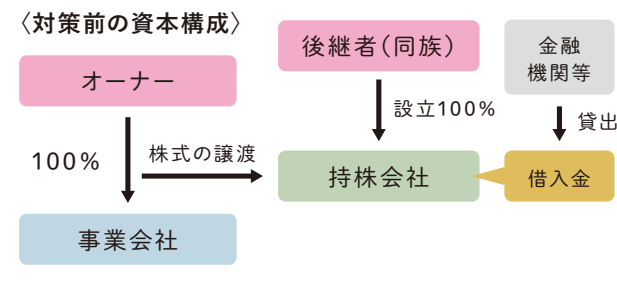


新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
組織再編・資本政策担当

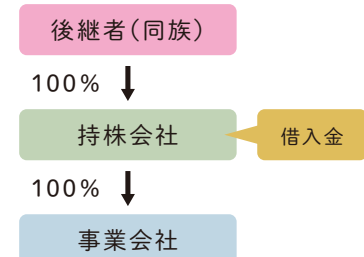
山口 貴士

持株会社方式の概要

- 事業承継対策でよく用いられる事例として持株会社方式を紹介します。持株会社とは、他の株式会社を支配する目的をもって、その株式を保有する会社のことです。
- ①後継者が持株会社を設立する（もしくは、既存の会社を持株会社として利用する）。
 - ②事業会社株式の購入資金を金融機関等から借り入れる。
 - ③オーナー含めた株主は事業会社の株式を持株会社に譲渡する。
 - ④持株会社は事業会社からの配当を受け取り、金融機関等に借入金を返済する（配当計算期間を通じて100%親子関係の場合、無税で配当を受け取ることができます）。



〈対策後の資本構成〉



メリット

非上場株式は換金性が乏しいが、持株会社に譲渡することで株式を現金に換金することができ、将来の相続税の納税資金確保にもなります。この場合、オーナーは、譲渡所得として申告分離課税となり、役員報酬や配当と比べて税率が有利になる可能性があります（譲渡益に対して、20.315%が課税）。後継者は、事業会社の株式を持株会社を通して間接的に保有することによって、将来の株価上昇を抑制することができます。

デメリット

持株会社は、株式購入資金を準備する必要があるため、利息を含めた返済計画をたてる必要があります。株式を譲渡したオーナーは、事業会社に対する所有権のみならず議決権を失うことになるので、持株会社の株式の一部を拒否権付き株式としてオーナーが保有するなど、一定の対策をすることが望まれます。

税務上の留意点

個人と法人の取引は、相続税評価額ではなく、時価で行う必要があります。時価の2分の1未満で譲渡した場合は、売主は時価で譲渡したものとみなされて所得税が課税され、買主では、時価との差額が受贈益となります。

動画で
わかる!

税金のはなし

毎週2回更新！ 辻・本郷のYouTubeチャンネルでのお勧め動画を厳選してご紹介。



今月の
テーマの
動画は
こちらから！



最新の相続税の課税割合と税務調査はどうだった？

【令和2事務年度国税庁実績】

皆さまは相続が発生した際にどのくらいの割合の方が相続税の申告をしているか、また相続税の申告をした方にどのくらいの割合で税務調査が来るかご存知でしょうか？

毎年国税庁より12月頃に公表される『相続税の申告実績の概要』、『相続税の調査等の状況』を見ると分かります。

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は1,372,755人で、相続税の申告書を提出したのは153,023人（その内32,651人は相続税額が無い申告）でしたので申告割合は11.1%、前年の令和元年分は10.7%でしたので0.4%増加（申告者数は5,222件増加）と年々増加しております。

中でも東京都の申告割合は23.2%とおおよそ4人に1人相続税の申告が必要となり、想像より割合は大きいのではないのでしょうか。

税務調査につきましては直近の令和2事務年度（令和2年7月～令和3年6月）分は、コロナ禍の影響で税務調査の実地件数5,106件と前年度が10,635件でしたので件数は半数以下に減りました。ただし、大口・悪質な不正が見込まれる事案を重視して調査があり、1件当たりの追徴税額は943万円（前年比147.3%）と過去10年で最高となっております。

では税務署はどうやって調査先を選んでいるのでしょうか。国税総合管理（KSK）システムというものがあります。不自然な申告には確実に察知されますので、申告の際は漏れやミスがないよう注意しましょう。

参照データ：
（国税庁HP）令和2年分 相続税の申告実績の概要
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sozoku_shinkoku/index.htm

（国税庁HP）令和2事務年度における相続税の調査等の状況
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sozoku_chosa/index.htm

今月の動画のポイント！

- ☑ 令和2年分の相続税の課税（申告）割合は？
- ☑ 令和2事務年度の相続税調査の状況は？
- ☑ 税務調査が来ると追徴の割合と金額は？

山口 拓也

シニアパートナー
税理士

辻・本郷の
YouTubeチャンネルを担当



辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 特定社会保険労務士 高橋美穂 〕



くるみん認定、プラチナくるみん認定の 認定基準等が改正

不妊治療と仕事の両立企業向けに「プラス」もスタート

くるみん認定(以下、くるみん)は、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業を認定する制度で、「次世代育成支援対策推進法」*に基づいて厚生労働省が実施しています。

厚生労働省はこの度「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」などの認定基準を改正するとともに、新たな認定制度「トライくるみん」を創設、また、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度を新設いたしました。

改正のポイント(2022年4月1日施行)

- 「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」、認定基準引き上げ(主に男性の育児休業等の取得率引き上げ)
- 「トライくるみん」が新設(認定基準は現「くるみん認定」と同じ)
- 不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度が追加

くるみん認定されると

- 公共調達における加点評価があります。
- くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業事業主に対し、助成金の交付を実施しています。
- くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)が実施する「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

詳しくは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

※「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100人以下の企業は努力義務)。



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長 税理士

夫婦関係も多様化！

1 さらにもう一步先に行く人たち

令和3年7月号の本コラムで熟年同士の事実婚が増えている話を書きました。お互いに相続財産もあり、相続人もいて将来の相続を複雑にしないために籍を入れないで事実婚とする人が増えてきたという話です。

最近の相続事例でもう一步先に行く話を聞きました。それは内縁関係を契約書にして、しかも公正証書で作成したというケースです。

2 その契約書の概要

その契約の概要は以下の通りです。

- ◎木村太郎(仮称 以下甲という)と鈴木花子(仮称 以下乙という)は、内縁による夫婦関係を形成することとするが、両者ともに高齢で、それぞれ子がある等の事情があり、後日相続等で争いが起こらないようにするため、婚姻の届けはしないが同居のうえ互いに協力し、誠意をもって生活することを約束する。但し、甲の死亡後は、乙は甲の遺族年金を受給してその生活を維持することができるようになりたいと考えており、予め社会保険事務所でそれが可能であることを確認している。
- ◎日常生活費は、当事者双方で協議して決めるものとするが、甲は乙に対し、毎月定額(厚生年金手取額の半分を目処)を交付し、同居開始直後、3年経過後にそれぞれ金100万円を交付するものとする。
- ◎甲が死亡して内縁関係が解消された場合、乙は甲の居宅を現状に復したうえ、速やかに退去してこれを甲の子に引き渡すこととなるが、これを履行した時には甲の相続人において金100万円を乙に交付する。また、明渡料として50万円を交付する。

3 老後の新しいライフ・スタイル？

今回のケースでは、概ね15年の結婚生活でしたが、男性の子供たちも相手の女性には大変感謝しているようです。

片方の配偶者が亡くなり、いろいろな事情がある場合には、このような契約も益々増えていくものと思われます。



辻・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol.
28

亀戸事務所

全国で活躍している辻・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第28回目となる今回は、亀戸事務所からのレポートです。



亀戸事務所は亀戸駅北口から徒歩4分、コクブ亀戸ビルの3階にあります。事務所近くからは、周辺に高層ビルがないため、東京スカイツリーを望むことができます。

現在、職員は10名おり、20代から70代と幅広い年齢層の社員で対応しております。

業務は法人・個人事業の顧問業務を軸として、小規模のお客さまに対してもきめ細かく、丁寧に対応することを心がけております。そのため、相談のしやすさ

を感じていただき、会計や税務以外のご相談をお受けすることも多いのですが、辻・本郷グループのネットワークを活かし解決に向けたご提案をいたしております。また、クラウド会計ソフトの導入支援および業務効率化の相談など、お客さまが本業に集中できる環境作りをお手伝いしております。

これからも社員一同、より良いサービスをお客さまに提供できるよう日々精進していく所存です。



亀戸事務所所長
岡部 信一

令和元年7月 辻・本郷 税理士法人入社。
IT関係の会社から転職。亀戸事務所の前身である中村税理士事務所からのメンバーで職歴は20年。趣味はたまに行く旅行とほとんど成果のない釣りです。

あなたの考える亀戸の魅力とは？

亀戸は、東京スカイツリーから近く、下町情緒を感じる町であり、レトロなスポットや、老舗のお店もたくさんあります。また、隣駅の錦糸町は賑やかなイメージがありますが、亀戸は錦糸町とは違い、おだやかで都心へのアクセスもよいため、住みやすい町でもあるかと思えます。

➡ 亀戸事務所

〒136-0071
東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665



STAFF RECOMMEND



亀戸事務所は江東東税務署近くのコクブ亀戸ビルの3階にあります。(鶴野)



亀戸事務所の会議テーブルです。奥に見える観葉植物は、畑垣さんの日々の水やりの成果です。(岡部)



亀戸天神社は東宰府天満宮と称されていましたが、昭和11年に現在の名が正称となりました。(鶴野)



残念ながら事務所からは、ここまできれいに見えません。亀戸天神社からの撮影です。(鶴野)



亀戸駅前公園です。池の中には、羽の生えた亀のオブジェがあります。(岡部)



亀戸事務所より徒歩1分のところに江東東税務署があり、とても便利です。(岡部)

えびちゃんの



#26

生産性向上術

バックオフィス業務の可視化



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

突然ですが、バックオフィスの業務内容をどこまで把握されていますか？業務の効率化をしたいけど業務が属人化していたり、いつも忙しそうだから業務内容の確認のタイミングを逃してしまってブラックボックス化していたり、悩んでいらっしゃる方は多いかと思います。



えびちゃん

引き継ぎ書がなくて、自分流のやり方で業務を進めている担当者が多いんじゃないかしら。業務マニュアルを作成しようと思っても時間がなくて作ることができないのが現状よね。



相談者

デジタル化させて少しでも楽になる仕組み作りが必要なのはわかるけど、何から手を付ければよいのか分からないのよね。



えびちゃん

そのような時は、まずは業務の可視化から始めましょう。業務の流れや手順を視覚的に捉えやすい図で表現する「フローチャート」を作成してみてもいかがでしょうか。可視化させることでさまざまな業務上のメリットが生まれます。

メリット①業務の流れを明確化できる…業務がどのような流れで完了するのか俯瞰的に捉えることができます。各業務の担当者も全体の流れが把握できて目指すゴールの確認ができ、手順が可視化されることで、業務の理解力があがり習得が早まります。
メリット②仕事の流れの共有化…他の部署のスタッフや多くの部署が関わる業務において、ひとつの業務に共通認識を持つことができます。
メリット③業務リスクの把握…業務の流れを把握すると、各業務でのミスなどのリスクや想定外のリスクの把握が可能となります。
メリット④非効率業務の洗い出し…2重入力などの重複する業務や業務プロセスの準備にも活用できます。



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
 DXバックオフィス事業部 海老原（えびちゃん）まで ✉dx-backoffice@ht-tax.or.jp

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp

※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>

安積塾【第一回】実務で役立つ！国税庁質疑応答事例（所得税・譲渡所得税編）

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2022年5月12日（木）11:30～5月18日（水）17:00（講演時間 約90分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】税理士なら知っておきたい！資産8000万までの相続対策

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2022年5月17日（火）11:30～5月23日（月）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 相続・資産承継部 シニアコンサルタント 税理士 井口 麻里子
 辻・本郷 税理士法人 池袋事務所 相続センター長 寺門 千尋

中小企業の経理担当者必見！電子帳簿保存法の運用事例を大公開

参加費無料

【視聴可能期間】2022年5月24日（火）11:30～5月30日（月）17:00（講演時間 約40分）

◎講師：辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 コンサルタント 松山 考志
 株式会社インテック ネットワーク&アウトソーシング事業本部 クラウドプロダクトサービス部 山岸 敏康 先生

【好評につき再配信】インボイス制度導入への対応ポイント・はじめての「IT導入補助金」

参加費無料

【視聴可能期間】2022年5月26日（木）11:30～6月1日（水）17:00（講演時間 第一部 インボイス約50分 第二部 IT補助金 約40分）

◎講師：第一部 辻・本郷 税理士法人 DX事業推進室 税理士 菊池 典明
 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役
 第二部 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 コンサルタント 松山 考志
 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 コンサルタント 喜多村 映里

相続セミナー

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは
各事務所まで

書面によらない死因贈与契約を巡る民事の判断と税務の判断 ＜座談会＞

◎各会場時間共通：セミナー 14:00～／相談会 15:00～

【沖縄】5月11日（水）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
 ◎会場：沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
 ◎詳細：沖縄事務所 098-941-3230

【富山】5月24日（火）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
 辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 松浦 真義
 ◎会場：富山県民会館 612号室
 ◎詳細：富山事務所 050-3646-2203

【新潟】5月17日（火）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也
 ◎会場：新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
 ◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

【札幌】5月25日（水）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
 ◎会場：かでの2・7 510会議室
 ◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

新刊書籍



税務・法務モバイルブック2022

編 著：辻・本郷 税理士法人
 発 行：東峰書房
 発行日：2022/5/18
 定 価：1,540 円（税込）

書籍一覧

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1
AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8
中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18
明治中央通ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16
地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29
一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1
青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6
明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10
宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23
高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4
熊谷朝日八十二ビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11
ブランドール雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3
みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14
所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1
ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23
SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10
コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11
朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サピアタワー18階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3
小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7
西蒲田T・Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7
東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1
世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4
全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1
渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2
パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13
第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町
箱根ヶ崎450番地
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16
東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市中区築地
茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3
日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1
Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

新潟事務所

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山2-6-7 WorkWith米山5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

富山事務所

〒930-0858 富山県富山市牛島町18-7
アーバンプレイス12階
TEL.050-3646-2203

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1
長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1
フロンティア丸杉ビル5階
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30
エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川11-3-3
上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60
豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29
JRE名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通
室町東入函谷鉦町79番地
ヤサカ四条烏丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10
梅田ダイヤビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通
6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24
有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅
中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5445

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3
朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8
和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9
カフナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

